

圃場見学会における評価のための有機栽培原則(仮)

注：この栽培原則は、岩手県のPGSであるオーガニック雫石の栽培原則を下敷きに、今回の圃場見学会のために用意した仮のものです。

有機農業の定義

当PGSは、国際有機農業推進連盟(International Federation of Organic Agriculture Movement、IFOAM)の原則とガイドラインを指針として運営する。

有機農業の定義は、IFOAMのそれを採用する：

有機農業は土壌の健康、生態系、人類を支える生産システムである。それは、有害作用を伴う投入物ではなく、生態系プロセスや生物多様性、地域の条件に適合する循環を支えとする。有機農業は、伝統と革新そして科学を組み合わせることで、皆が共有する環境に貢献し、それに関わる人々の公正な関係と生活の質を向上しようとするものである。

栽培原則

1 土壌管理

有機農業は土壌から始まる。作物の健康は土壌の健康によっているということが基本原則である。圃場は明確な土壌肥沃管理システムを現場で持っていなければならない。

そのシステムは以下を含んでいなければならない：

- a. 土壌内に有機物質を増やすメカニズム。例えば動物性肥料、堆肥、敷き藁、緑肥、カバークロップなどによる微生物の育成。
- b. これらの投入物は以下のようなものから構成されるべきである。

優先順位の高い順に

- i. 現地の材料を使って農場で作られた・生産されたもの(圃場内循環)
- ii. 隣接する農場やグループから供給されたもの。動物性の肥料は堆肥化したうえで使用する。化学肥料は使わない。
- iii. 有機JAS適合資材。

土壌のpHとミネラルバランス: 土壌は上記 a. b. にある原則によっても、必ずしも有機農産物生産に最適なバランスになるとは限らない。ミネラルや岩塩の追加は、下記の条件を満たせば許容される。

- i. 有機JASで許容されている資材であること。

2. 作物管理

植え付け・種まきの計画には、予防的な害虫管理と、益虫の生活環境を確実にする生態原則を組み入れること。具体的には:

- i. 間作
- ii. 輪作
- iii. 生物多様性の管理(リビングマルチ等)
- iv. 緑肥等、土壌を肥沃にしたり保護するために植える植物

種と苗は、自家および信頼できる有機農業者のネットワークで賄うことを原則とする。外部から購入する場合は以下に従う:

- v. 遺伝子操作された種は使用しない。
- vi. 苗は外部から購入しない。

3. 水管理

水資源は持続可能な形で利用する。安全な水を使用する。

- a. 肥料の過剰投入による地下水や河川の汚染、過剰な灌漑、廃油等の不適切な処理など水資源を損ねることをしない。
- b. 安全な水を使用する。必要に応じて水質検査を行う。

4. 生態系管理

農場が含まれる環境や生態系に対し、その持続可能性を損なわないようにする。

具体的には:

- a. 土地は持続可能な形で利用する。
- b. 動植物の重要な生息地、繁殖地を守る。
- c. 原生地や原生林を守る。利用する場合は環境法に従う。

d. 原生地で収穫する生産物(キノコ、山菜等)については収穫場所を明確に記録する。

野生動植物保護地区では自然環境保全法に従う。

5. 病虫害管理

1 から 4 の原則によって土壌・作物・水・環境の健康とバランスを高め、病虫害対策の必要性を最少化することを優先する。

しかし必要な際は、以下の優先順位で管理する:

- a. 害虫撃退用の植物を栽培したり、植え込みを作る。
- b. 病虫害管理に効果のある、動植物からの抽出薬や、微生物調合剤を使用する。
- c. 有機 JAS で許容されている資材を使用する。

6. 汚染・汚染物質管理

農場や生産設備は、化学・工業汚染物質によって汚染される危険性がある。具体的には、隣接した慣行農場からの農薬・化学肥料の飛散や流出、道路や工場から雨水などによって流れてくる有害物質などである。

これらの危険性が、農場の中や周りで明らかな場合は、汚染を防ぐ対策が必要である。

具体的には:

- a. 汚染の広がりを防ぐための緩衝帯を設置する。
- b. ペンキ、燃料、洗浄剤など石油化学製品が農作物に触れないよう管理する。
- c. 機械や用具を適切に洗浄する。

7. 収穫と梱包

- a. 収穫に用いる器具・車両・コンテナは、予め残渣が無いよう洗浄する。
- b. 梱包材料や方法は環境への影響を考慮して選択、使用する。リデュース・リユース・リサイクルを可能な限り実践する。
- c. 化学殺菌剤、防腐剤、燻蒸剤を含む梱包材料を使用しない。

8. 洗浄、消毒、下水設備

- a. 有機生産のために認証された洗浄と消毒用薬剤だけが使用できる。
- b. 食品衛生管理法に従う。

9. 社会的公正性

- a. 雇用は労働基準法およびその関連法、施行規則などに則る。
- b. 農場で子どもを働かせる場合は、子どもの権利条約に則る。

10. 文書と記録

生産者自身または当 PGS 事務局は、下記について閲覧可能で適切な内容の記録を備えなければならない。

- a. 農場の地図、生産と収穫の場所
- b. 農場のシステムに投入された全ての購入物・補助金(寄付を含む)の記録
- c. 植え付け、収穫および販売の記録

これらの記録をすべて PGS事務局へ提出する必要はないが、農場調査の際に閲覧できなければならない。

記録の様式は任意であるが、購入・生産・販売について正確かつ明確な情報を生産者は提供すること。PGS事務局は、このような記録を維持することが難しい新規の生産者を支援する。